

～参考資料～

大田原市 緊急通報装置貸与事業 協力員の方へ

緊急通報装置はひとり暮らしの高齢の方や慢性的な病気の方が自宅に設置するもので、24時間にわたり室内を動くなどの生活反応が確認できない時、室内の出火を感知した時、緊急ボタンを押した時などに、情報センターに「緊急通報」が入り、利用者本人の安否確認をするものです。

1 協力員とは

利用者の親族（緊急連絡先）が遠方に住むなど、何かあってもすぐに駆け付けられない場合に、利用者の自宅に出向き状況を確認し必要な措置をとることができる方に「協力員」になっていただいています。

無償のボランティアですので、無理にお願いするものではありません。

また、協力員となっても、協力できない時間帯や協力できない場合に無理をして協力する必要はありません。（親族やほかの協力員、委託業者、市役所等も体制に含まれています）

2 協力員さんをお願いしたいこと

利用者の「緊急通報」が発動されると、すぐに情報センターが音声で利用者の様子を確認します。主に、

- ①誤報（まちがってボタンを押した・ペットのいたずら 等）
- ②利用者の応答がない
- ③うめき声だけ聞こえる
- ④「救急車を呼んでほしい」

などが想定されます。①の場合はそれで終了となりますが、②③④の場合は、協力員の方に、利用者のお宅を訪問する、利用者が庭や畑に出ていないか確認する、救急車到着まで利用者に立ち会う等のお願いをすることがあります。

3 特記事項

- (1) 協力の依頼があっても、外出の場合や電話に出られないなどの場合は無理して協力する必要はありません。
- (2) 本人に無断で（許可無しに）家屋内に入りますと、法に触れる場合があります。本人がいるかいないか不明の場合は、外や庭に出ていないか確認する・ドアや窓をノックする・チャイムを鳴らす・隙間から呼びかける等にとどめましょう。
- (3) 本人が協力を求めている時や判断に迷う時などは、情報センター等が「どのような協力が必要か」説明します。